令和2年度山形市食品衛生監視指導計画実施結果

第1 趣旨

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第24条第1項の規 定により、毎年度定めることとされています。

山形市では、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、市民等の健康を保護することを目的に、「令和2年度山形市食品衛生監視指導計画」を定めました。この計画に基づき、食品等事業者及び食品営業施設の監視指導、食品等の収去検査、食中毒等の健康被害の発生防止対策等を実施しましたので、その結果について公表します。

第2 計画の期間及び対象区域

1 監視指導計画の範囲及び実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

2 対象区域

山形市内全域

第3 実施体制

厚生労働省や食品衛生関係機関等が主催する食品衛生関係講習会・研修会等に、延べ6名の本市食品衛生監視員等が参加し、知識の習得・資質の向上を図りました。

第4 監視指導に関する事項

1 年間を通じた立入検査

食品の生産、製造・加工、流通等の状況、食品の特性、法令違反の状況及び食品衛生 上の問題の発生状況に加え、地域の実状を踏まえながら、1591件の立入検査を実施 しました。

また、食品等事業者に対し食品製造・加工から食品流通・販売に至る各段階において 監視し、法令遵守の徹底と自主衛生管理の推進について指導を行いました。

【別紙1(営業施設監視調査)】

2 一斉監視指導

食中毒等の飲食による危害が高まる夏期、食品の流通量が増加する年末等において、 厚生労働省及び消費者庁が示す指針を踏まえ、重点的かつ効率的に監視指導を実施し ました。

区分	夏期	年末
監視件数	471件	261件
検査検体数	19検体	1 検体

また、9月~10月を「食肉衛生月間」とし、食肉輸送車8台、食肉処理・販売施設15施設の監視指導を実施しました。

さらに、同じく9月~10月を「きのこ食中毒予防月間」とし、市内青果市場1施設、道の駅及び直売所等10施設に立入を行ったほか、チラシの配布や講習会を通して、周知啓発や衛生教育を実施しました。

3 食品等の収去検査

市内で生産、製造、加工及び流通する食品等の安全性を確保するため、162検体の 検査を実施しました。その結果、1検体の違反を発見し、再発防止等の必要な措置を行いました。

【別紙2 (食品の収去試験)】

4 食品表示対策

平成27年に食品表示法が施行され、食品表示に関する規定が統合されました。令和2年3月に経過措置期間が終了したため、新しい食品表示への切り替えが速やかに行われるよう、制度に関する周知を実施するほか、指導・助言を行いました。

令和2年度の表示相談受付件数は、50件でした。

5 と畜検査、と畜場等の監視指導及びと畜検査情報の還元

(1) と畜検査、と畜場等の監視指導

と畜場に搬入された獣畜のと畜検査を適正に行い、肉眼で判断できないものについては、試験室内での精密検査を実施しました。

また、食肉の安全性を確保するため、動物用医薬品の残留検査を実施しました。

【別紙3 (山形市食肉衛生検査所検査実績)】

と畜場及び付設する食肉処理施設については、監視指導の際、と畜場設置者が衛生管理を適切に行うよう技術的な指導や必要な助言を行いました。

対象施設	監視指導数	処分等の件数
と畜場	122件	0件
と畜場に付設された 食肉処理施設	266件	0件

輸出食肉については、150件の食肉衛生証明書の発行申請があり、申請の都度、輸出国の基準を遵守するように監視指導を行いました。

(2) と畜検査情報の還元

43戸(牛26戸、豚17戸)の生産者に対し、牛3,486頭、豚86,502頭 分のと畜検査情報を還元しました。

第5 食中毒、違反食品を発見した場合の対応

1 食中毒等健康被害発生時の対応

食中毒が疑われる情報を探知した際には、直ちに疫学的調査及び微生物学的調査等を実施しました。

令和2年の市内における食中毒発生件数は、3件でした。

2 違反・不良食品等発見時の対応

食品衛生法及び食品表示法に違反する食品が発見された場合には、食品等事業者に対し、当該食品の販売停止、原因の究明、回収等の措置を速やかに行うよう指導しました。なお、広域流通食品や輸入食品等の違反発生時には、国や関係する自治体と連携して対応しました。

また、必要に応じて行政処分などの措置を講じ、悪質事例の場合は告発を行うことと していますが、令和2年度に実施した行政処分はありませんでした。

第6 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進

給食施設調理従事者、食品衛生責任者等に対する食品衛生関係講習会に講師派遣を行うなど、市内各地で計53回の講習を行い、1294名の方が受講されました。

○食品衛生講習実施結果

対象	給食関係	食品衛生責任者	食品関連事業者等	合計
開催回数	3	2 2	2 8	5 3
参加人数	6 5	6 6 1	5 6 8	1 2 9 4

第7 市民に対する情報提供・普及啓発

1 消費者からの苦情対応

苦情受付件数は19件でした。食品又は食品関係施設に関する苦情については、速やかに事実確認を行い、必要に応じて原因究明と再発防止の指導を行いました。

【別紙4 (業種別苦情件数)】

2 意見交換(リスクコミュニケーション)

令和2年度山形市食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、令和2年2月15日から令和2年3月6日までの間、当該計画(案)をホームページ等で公表し、市民から意見を募集しました。

別紙1 営業施設監視調査

単位:件

	区分			令和2年度		
根拠法令	事業所等の種別	事業所等数	予定数	実績	実績のうち突発的 に対応したもの	
	飲食店営業	2865		851	8	
	臨時飲食店営業			48		
	喫茶店営業	378		86		
	菓子製造業	254		87		
	あん類製造業	1		3	2	
	アイスクリーム類製造業	6		1		
	乳処理業	2		6		
	特別牛乳搾取処理業	0				
	乳製品製造業	3		1		
	集乳業	0				
	乳類販売業	356		99	1	
	食肉処理業	20		15		
	食肉販売業	290		138		
	食肉製品製造業	13		14		
	魚介類販売業	272		113	2	
	魚介類せり売営業	2		6		
	魚肉ねり製品製造業	1				
	食品の冷凍又は冷蔵業	11		7		
食品衛生法	食品の放射線照射業	0				
	清涼飲料水製造業	6		2		
	乳酸菌飲料製造業	0				
	氷雪製造業	1				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1				
	食用油脂製造業	2				
	マーガリン又はショートニング製造業	0				
	みそ製造業	18		4		
	醤油製造業	12		9		
	ソース類製造業	10		3		
	酒類製造業	4		1		
	豆腐製造業	8		3		
	納豆製造業	4		3		
	めん類製造業	26		14		
	そうざい製造業	56		27		
	告詰又は瓶詰食品製造業 ・ おきまた おきまた おもまた かっこう おもまた かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう	19		8		
	添加物製造業	0				
	計	4641		1,549	13	
	集団給食施設	156		32		
	漬物製造業	54		6		
	焼ふ製造業	5		1		
山形市食品衛生法の	こんにゃく製造業	14		2		
施行に関する規則	ところてん製造業	7		1		
	ここりでが設定業	3				
	計	239		42		
	魚介類行商			42		
山形県魚介類行商取締 そ例		0				
EVI A	計	0				
	合計	4880		1,591	13	

[※]事務処理件数は、受理年月日で計上

別紙2 食品の収去試験

単位:件

検査対象品目		検査項目							令和2年度		
		微生物	食品添加物	残留農薬	放射性物質	動物用医薬品等	アレルギー物質	その他	実施予定検体数 (計画数)	実施済み検体数(実績)	進 捗 率 (%)
魚介類	生食用鮮魚類、生かき、養殖魚	0			0	0			9	9	100
無刀類	加工品(魚肉ねり製品等)	0	0						2	2	100
肉類	食肉				0	0			97	97	100
PSAR	食肉製品	0	0					0	4	4	100
牛乳・乳	牛乳・乳製品				0			0	5	5	100
アイスク	7リーム類・氷菓	0						0	1	1	100
水・清涼	飲料水	0	0		0			0	1	1	100
野菜・果	皇実(生鮮及び冷凍農産物)			0	0				12	11	92
弁当・そ	うざい・調理パン	0							17	17	100
みそ・し	みそ・しょう油		0						0	0	-
菓子類		0							7	7	100
めん類		0	0					0	4	4	100
漬物		0	0						4	4	100
乳児用食品					0				0	0	-
その他加工食品					0	0	0		0	0	-
	合計								163	162	99

別紙3 山形市食肉衛生検査所検査実績

畜種	1. 玄松木商粉			残留抗菌性物質							
	亩俚	と畜検査頭数	細菌検査	病理検査	理化学検査	血清検査	遺伝子検査	TSE検査	検査	微生物検査	
	計	139, 753	240	62	60	38	302	0	420	80	
	牛	13, 952	124	55	56	1	262	0	389	40	
	豚	125, 657	116	7	4	37	40		25	40	
	その他	144	0	0	0	0	0	0	6	0	

別紙4 業種別苦情件数

単位:件

	苦情							
	異物混入	腐 敗 ・ 変 敗	異味・異臭	食品の取り扱い	表示	その他	苦情計	
飲食店営業(一般食堂・レストラン)	1	0	0	1	0	2	4	
飲食店営業(そば)	0	0	0	2	0	0	2	
飲食店営業(居酒屋)	0	0	1	0	0	2	3	
飲食店営業(コンビニエンス)	0	0	0	0	1	0	1	
飲食店営業(自動車)	0	0	0	1	0	0	1	
飲食店営業(焼肉)	0	1	0	0	0	0	1	
菓子製造業(一般)	1	0	0	0	0	0	1	
乳類販売業(ショーケース)	1	0	0	0	0	0	1	
食肉販売業 (一般)	0	0	0	0	1	0	1	
食肉販売業(包装)	0	0	0	1	0	0	1	
魚介類販売業(一般)	0	0	1	1	0	0	2	
みそ製造業	1	0	0	0	0	0	1	
ā†	4	1	2	6	2	4	19	